

令和3年度 税制改正建議書

東北税理士会

目 次

はじめに	1
I 本年度の重点建議事項	
1 所得税法の雑損控除制度を改正し、災害損失控除制度を創設すること（一部修正） ..	3
2 特例事業承継税制で、先代経営者に対して求められる筆頭株主の判定要件を緩和すること（一部修正）	4
II 本年度の建議事項	
【災害税制】	
1 東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和	6
2 東京電力福島第一原発事故に伴う収益補償の賠償金に関する特例措置の創設	7
3 相続時精算課税の災害等による課税の特例措置	7
4 災害損失特別勘定の損金算入、益金算入に関する要件の緩和	8
【所得税】	
5 生計を一にする親族に支払った対価の必要経費算入	8
6 土地等の譲渡損の損益通算及び繰越控除	9
7 相続財産を譲渡した場合の特例	9
8 譲渡所得の計算上抵当権抹消費用等を必要経費に算入すること	10
9 源泉所得税の納期の特例等に関する相続による承継規定の新設	10
10 所得控除の縮減と税額控除制度（給付付きを含む）の創設	10
11 財産債務調書の提出基準及び提出時期の見直し（一部修正）	11
12 不動産所得における事業的規模と事業的規模以外の違いによる資産損失・貸倒損失の取扱いの相違の是正（一部修正）	11
13 中古住宅の取得にかかる住宅借入金等特別控除の適用（一部修正）	11
14 準確定申告の申告期限の延長（一部修正）	12
15 相続により事業を承継した場合の青色申告承認申請書提出期限の延長（一部修正） ..	12
16 相続した居住用不動産（空き家）を譲渡した場合の特別控除の要件緩和（新規）	13
【法人税】	
17 役員給与の損金算入に関する法人税法上の規制の見直し	13
18 退職給付引当金及び賞与引当金の損金算入を認めること（一部修正）	14
19 貸倒引当金の損金算入を認めること	14
20 受取配当等について全額益金不算入とすること	15

21	公益法人等の収益事業課税について、規定方式を見直すこと	15
22	法人税の延納制度を中小法人に対して認めること（一部修正）	16
23	中小企業経営強化税制における経営力向上計画の認定期限の緩和（一部修正）	16

【相続税・贈与税】

24	相続開始時において履行義務が確定していない保証債務等の取り扱い	16
25	遺言執行費用等を課税価格から控除すること	17
26	相続時精算課税により受贈した土地に対する小規模宅地等の減額の特例適用	17
27	使用貸借の場合の小規模宅地等（特定同族会社事業用）の特例適用	18
28	財産評価において建物を解体撤去したときは建物の評価をゼロとすること	18
29	法定代理人が選任された相続人がいる場合には、当該相続に係る納税義務者全員の 申告期限を延長する制度の創設（一部修正）	18
30	雑種地の評価について評価基準を明確化すること（新規）	19

【消費税】

31	軽減税率制度を廃止すること（一部修正）	19
32	適格請求書等保存方式の導入までに、制度の問題点を解決すること（一部修正）	19
33	特定新規設立法人規定について判定要件を見直すこと	20
34	簡易課税制度の事前届出制度の改正（一部修正）	21
35	調整対象固定資産の範囲、金額の基準の見直し	21
36	仕入税額控除の95%ルールを復活させること	21
37	課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書について即時承認すること（一部修正）	22

【地方税】

38	国税と地方税の規定を統一すること	22
39	事業税における社会保険診療報酬等の課税除外措置の廃止	23
40	償却資産に係る固定資産税の賦課期日・提出期限を選択制にすること	23
41	退職者の住民税の徴収方法を見直すこと	24

【各税共通】

42	少額の減価償却資産に係る規定について見直すこと（一部修正）	24
43	一定の少額資産の全額損金算入	25
44	事業用定期借地権の一時金の取扱い	25

【納税環境整備】

45	税法改正等について納税者への周知期間を確保した上で適用すること	25
----	---------------------------------	----

46	閲覧・謄写権の範囲拡大.....	26
47	事前通知を行わずに実地調査を実施する場合の手続きについて.....	26
48	書面添付がある場合、原則として無予告調査を行わないよう明記すること.....	27
49	e-Tax について利便性の向上とさらなる利用の促進を図ること.....	27

はじめに

本書は、税理士法第 49 条の 11 の規定に基づく税制改正建議書である。同条では、「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」とある。これは、同法第 1 条に示されている独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としている税務に関する専門家である税理士の職業団体としての固有の権利であるといえる。

東北税理士会（以下「本会」という。）は、本年も本会会員から広く税制改正についての意見を募り、それらを集約し、本建議書を作成した。とりまとめにあたり、政府その他関係機関の税制改正に関する動向を踏まえて先行性をもって提言することや税理士の職業団体としての創造性をもって提言することにも配意した。

また、東日本大震災発生以後、本会が引き続き行ってきた災害関連の税制改正建議を踏まえ、未だ実現していない項目等について、これからも引き続き要望していく。我々は、これらの提言が現在でも緊急性を有する重要項目であると考えている。これらの提言が被災地の復興支援と今後も起こりうる大規模災害対策の一助となることをここに念願するものである。

本会における、税制改正に対する基本的な考え方は以下の通りである。

（１）公平な税負担

公平な税負担は、税制のあり方を考えるうえで最も基本的視点となるものである。税の「公平」とは、税額や税率のみで判断できるものではなく、その国の社会構造における「応能負担」はどうあるべきか、「富の再分配」はどの程度なされるべきかを十分に検討する中で形成される概念である。所得格差や資産格差の拡大を放置することは福祉国家の崩壊に繋がるが、過度の累進課税も公正とは言えない。時代背景を十分に考慮しながら常に総合的な観点から判断することが重要である。

（２）わかりやすい税制

我が国の税制は、時代の政策要請に応じて改正を繰り返してきたために、事務手続きや課税標準の計算が複雑になり、納税者が容易には理解できなくなっている。そして、そのことが納税者に不利な結果をもたらしている場合がある。また、税法の規定の中には既にその使命を終えたにもかかわらず、高度成長期に制定された法律がそのまま低成長期の時代に残っているものもある。国民にとってわかりやすい制度にするためには、その制度の趣旨や目的を明確にし、可能な限り計算や手続きを簡素化し、もって国民の理解と支持が得られるように改正していく必要がある。

(3) 時代に適合する税制

税制はその時々時代に適合するよう見直され続けなければならない。わが国は、首都圏への一極集中による地方経済の衰退、少子高齢化と人口減少による問題、そして一部の富裕層と貧困者の経済格差の問題などを抱えている。こうした問題に対処すべく、経済環境の変化など時代に適合した公平な税負担がどうあるべきかという観点から総合的に判断し税制を改正するべきである。

(4) 国民のための税務行政

本会では、かねてより、国民のための税務行政が行われるべきとの観点から納税者権利憲章の策定を提言してきた。諸外国においては、税務行政について納税者憲章が制定され、国民の権利利益の保護がなされている例が多い。わが国においても真に国民の立場に立脚した、公正で透明性があり、かつ簡素な税務行政が行われるべきである。しかし、平成 23 年度税制改正大綱で明示されながらも、本会が改正の柱と考えている納税者権利憲章がいまだに策定されていないことは、国民の権利利益を守る観点からは改革道半ばといわざるを得ない。

納税者権利憲章は、OECDに加盟する先進国 36 国のほとんどにおいて制定されていることから、国際的スタンダードといって過言ではないものである。引き続き導入に向けての議論展開が期待される。

I 本年度の重点建議事項

前述の提言に基づき、本会は本年度下記の重点要望事項を掲げる。

1

所得税法の雑損控除制度を改正し、災害損失控除制度を創設すること。

(一部修正)

災害又は盗難若しくは横領の発生を起因として、所有する生活に通常必要な資産に損失が生じたときには、納税者の担税力の喪失を所得計算において考慮する必要があることから、課税所得の計算上、一定の損失額を所得から控除する雑損控除制度が定められている。本制度制定時からの歴史的な経緯と近年の災害の増加傾向といった状況変化を踏まえ、「雑損控除制度の改正」と、「災害損失控除制度の創設」を要望する。

【雑損控除制度の改正要望】

(1) 所得控除の順番について

雑損控除は所得控除の1項目であるが、他の所得控除項目よりも先に控除される。このことにより、被災した年度において人的控除が切り捨てられる場合があり、その場合は、居住者及びその者と生計を一にする親族の資産損失の回復は限定的効果に止まることとなる。課税の公平性の観点から、人的控除を先に控除し、残された雑損控除は最後に控除するべきである。この点について、昭和26年11月の第12回国会参議院農林委員会における政府側答弁が示す考え方が、改正の障害になることが予想される。しかし、憲法で保障された最低限の生活保障を意味する基礎控除や扶養控除は、本来、万人に保障すべきものであり、それらの控除後の金額に対して、被災者等に生じた資産損失の考慮が図られて当然だと考える。

(2) 雑損控除の繰越期間について

雑損控除は制度上、3年間の繰越し処理が認められているが、東日本大震災のときの繰越期間は5年間であった。しかし、災害により喪失した担税力の救済を目的とするならば、災害の規模により繰越期間に差異を設けるのは公平性の観点から問題がある。繰越期間の更なる長期化が必要である。

所得税の更正期間との平仄を考えれば、最低でも5年間の繰越が認められるべきである。また法人の繰越控除制度における繰越期間が10年間であることや、被災後に再就職等により減収する納税者の存在を考慮すれば、控除期間の更なる延長も検討が必要である。

(3) 対象支出の範囲について

災害関連支出の範囲について、現行制度上は、災害のやんだ日から1年以内に支出した費用が対象になり、平成23年分からは、大規模災害等の場合は3年経過の日までに対象が拡大された。しかし、立法時には想定外だった今般の原子力施設の事故により、長期の避難を余儀なくされている状況を鑑みると、災害関連費用を一定の資産損失に限定するのではなく、避難のための直接的費用や生活関連費用も対象にするべきである。また、長期化している避難の実態

から判断すると、発生期間を最長3年に限定することによって、納税者の課税の公平性が歪められることになると思う。

【災害損失控除制度の創設要望】

(1) 災害損失控除の創設

東日本大震災の経験から、①災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になること、②激甚災害の場合は、被災地域の経済地域の経済基盤が回復するまでには相当の長期間を要すること、③災害による損失額を所得控除項目として別枠で計算対象にすることは、被災者のみならず国民の理解と納得が得られやすいと考える。これらの理由により、所得控除項目として、雑損控除から災害による損失を独立させ、災害損失控除の創設を要望する。なお、ここに定める災害の定義については、所得税法第2条第1項27号に規定する内容を想定している。

(2) 繰戻し還付制度の創設

災害損失の発生による担税力の喪失を、所得計算において考慮することを目的として、上述した繰越控除の長期化の提言に加えて、繰戻し還付制度の創設を要望する。両制度を納税者の選択により適用可能とし、災害発生後の不透明で流動的な所得環境よりも、発生前の確定した所得計算に損失を繰り戻すことが可能になれば、被災年度において、社会政策的機能として緊急的対応が迫られる被災者の生活資金等の確保が可能になると考える。

(関係法令 所得税法2条、62条1項、71条、72条、87条1項、120条、所得税施行令9条、178条、203条、204条、205条、206条、262条)

2

特例事業承継税制で、先代経営者に対して求められる筆頭株主の判定要件を緩和すること。

(一部修正)

特例事業承継税制では、平成30年度税制改正によって、事業承継が後押しされるよう適用要件が大幅に緩和された。しかし、以下のケースのように、先代経営者に対して求められる筆頭株主要件がネックとなり、事業承継が進まない場合がある。

①既に先代経営者が死亡している場合に、先代経営者の子が後継者として代表者に就任する一方で、相続税負担等の問題から先代経営者の配偶者（後継者の母親）が筆頭株主となって株式を保有しているケース。

②代表者である先代経営者が婿養子である場合に、その妻が会社の筆頭株主となって夫婦で会社を経営しているケース。

これらのケースでは、先代経営者が特例事業承継税制を利用して株式を移転しようとしても、先代経営者単独では筆頭株主要件を満たせない。

また、③順次、事業承継対策を実行してきた等の理由により、代表者当時は筆頭株主でも、

贈与時点においては筆頭株主ではないケースもある。

事業承継税制の改正趣旨を鑑みれば、後継者に株式が集約される限りにおいては広く特例事業承継税制の適用を認めるべきである。

その中でも特に、筆頭株主要件は、先代経営者が単独で筆頭かどうかにより判定するのではなく、先代経営者の直系尊属やその配偶者を含めて判定すべきである。また、株式を贈与する時点では筆頭株主でない場合であっても、代表者であった期間に筆頭株主であり、贈与時点において後継者を除いて筆頭株主であれば制度の適用を認めるべきである。

(関係法令 租税特別措置法第70条の7、70条の7の2、70条の7の5、70条の7の6)

Ⅱ 本年度の建議事項

【 災害税制 】

1

東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和

(1) 適用区域の限定及び集積業種の限定を解除すること

現在、東日本大震災の被災県においては「東日本大震災復興特別区域法」の施策が実施されているところではあるが、復興への歩みが遅れている。これは、事業者における将来への不透明感からの不安を払拭しきれないことによる要因が大きく起因しているものと想定される。そこで、そのような不安感を払拭し、民需主導による全産業の活性化が今後の被災県の経済の命運を握っているといっても過言ではない。新たに税制優遇を受けて新規参入した企業群が将来に渡って永続的に地域密着で事業を行っていくという保証は現在のところはない。

そのような現状を分析すると、新規の事業者の参入も重要ではあるが、既存の企業が事業として雇用を維持することの方が、被災県の経済の復興には欠かせないものである。新規雇用の創出だけではなく、業種を問わず、現状の地域経済を担っている中小企業の復興と活性化が最重要課題であることは、被災県民であれば全ての者の願いであることは共通の認識である。被災県民としては、是非この願いを実現できる施策を望むものである。

また、地域を限定して行う施策では、却って被災県内の地域ごとに格差が生じ、被災県全体の復興に資するものではなくなってしまうことが想定される。

よって、区域・集積業種の適用要件を緩和し、適用しやすい制度として改正すべきである。

(2) 適用対象資産を拡大すること

現行の東日本大震災復興特別区域法では、第 37 条第 1 項で適用資産を規定しているが、この適用資産の範囲を「～新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、～」を「～新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品については、～」と拡大すべきである。

東日本大震災復興特別区域法の適用される産業の分野が農林水産業も含まれることとなり、範囲が広がっていることから、当初認定の製造業だけではなく、すべての償却資産を対象にすべきと考える。特に漁業者にとっては、船舶の特別償却、税額控除、償却資産税の特例を受けることができれば、今後の復興を大きく前進させることができるものと考えられる。

(関係法令 東日本大震災復興特別区域法 37 条)

2

東京電力福島第一原発事故に伴う収益補償の賠償金に関する特例措置の創設

課税される収益補償の賠償金の処理についての以下の特例措置を創設すること。

(1) 課税の繰り延べ

賠償金を受け取った最初の事業年度に遡って、原発問題解決目標である期間の10年間災害特別勘定（損害賠償金を限度とする）を設定し課税の繰り延べを行う。10年間の各事業年度において、欠損金が生じた場合、設定した特別勘定は原則として当該欠損金と相殺する。10年経過時において、相殺未済の特別勘定残額は、その後の事業年度から10年間にわたって戻し入れる方式の課税の繰り延べの特例を制定すること。

(2) 設備投資に係る固定資産の圧縮記帳

上記(1)の災害特別勘定を設定した事業者が、10年を経過する事業年度までの各事業年度において設備投資をした場合には、当該設備投資事業年度の欠損金と相殺後の特別勘定残額を限度として圧縮記帳を認める特例を制定すること。

(3) 更正の請求

既に課税済みの事業者に対しては、当該特例についての更正の請求による遡及適用を認める措置を講ずること。

福島県の企業については、直接被害と間接被害に併せて風評被害に対して、東京電力から損害賠償金が支払われている。このうち収益補償分に関する損害賠償金については、従来の課税要件に照らして課税所得に該当することとして所得課税が行われているところである。

しかしながら、この収益補償部分については法人の事業年度又は個人の暦年課税の考え方からは、合意の日の所得と認定されるべきものかもしれないが、放射能問題からの復興が遅れ、真の意味での復興に係る期間が数十年に及ぶといわれる中、今後の事業展開を決めかねている事業者も多いと想定される。事業に対する新たな投資や所在地の移転、そして、事業縮小や廃業など様々な展開を想定する場合には、その後に必要な資金が課税により十分に留保されないことが懸念される。よって、仮に課税処理が妥当な損害賠償金であったとしても、その使い途が決定されるまでのある程度の期間は課税を留保する処理が必要と考えられる。そして、その資金用途の特定した時点での課税が合理的と考えられる。

3

相続時精算課税により贈与した財産について、贈与後の災害等により財産価値が著しく低下した場合の課税の特例措置を設けること。

相続時精算課税制度は、贈与者が亡くなった時にその適用を受けた贈与財産の贈与時の価額と相続により取得した財産の価額を合計した金額を基に、相続税額の計算を行うものであるが、

贈与後の災害等により財産価値が著しく低下した場合には贈与時の価額を課税価額とすることは、相続開始時に財産価値が低下しているものに対して相続税の負担を課することになるので、相続開始時の担税力を勘案すると問題がある。そこで、贈与後の災害等により財産価値が著しく低下した場合には、相続開始時の評価額で課税する救済措置が必要である。

(関係法令 相続税法 21 条の 16 第 3 項)

4

災害損失特別勘定の損金算入、益金算入に関する要件の緩和。

災害により被災した場合、災害のあった日の属する事業年度において損金経理を要件として災害損失特別勘定を繰り入れて被災事業年度の損金算入が可能となる。ただし、東日本大震災や平成 28 年熊本地震のような甚大な災害の場合は、被災資産の修繕見積額の算定や修繕等を早期に完了させることが困難であるため、損金経理の要件を災害のあった日から 2 年以内の日の属する事業年度と改めるべきである。また、現行では災害のあった日から 1 年を経過する事業年度（1 年経過事業年度）において、災害損失特別勘定を取崩して益金に算入することとなるが、やむを得ない事情により修繕等が完了しない場合には、修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度まで益金算入時期を延長することができる。ただし延長の適用を受けるためには「延長確認申請書」を 1 年経過事業年度終了の日までに提出しなければならない。災害の規模によっては工事完了まで数年間要することもあり、被災者が申請書を提出することが困難な状況にある場合も想定される。そこで、災害損失特別勘定の益金算入時期については 1 年経過事業年度ではなく、修繕が完了した事業年度とし、「延長確認申請書」の提出も不要とすべきである。

【 所得税 】

5

事業者と生計を一にする親族に支払った事業からの対価について、必要経費の特別規定とする位置づけを改め、必要経費として認めること。

所得税法 57 条は、恣意的な所得分散による租税回避行為を防止するため個人単位の課税を原則としている所得税法 56 条の規定の例外規定である。

しかし、所得税法 56 条及び 57 条制定当時と比較すると、現在の社会は、世帯の類型や就労形態等が大幅に変化し多様化している。そのため、個人事業は家族による協力により成立するという価値観で一括りにすることに無理が生じている。所得税法 56 条はその役割を終えたと考えられる。

生計を一にする親族に支払う対価であっても適正契約に基づき、金額、支払方法及び支払時

期が適切であり、青色申告により記帳が適正に行われている場合には、必要経費の特例ではなく、必要経費そのものとして事業等の必要経費として認めるべきである。

(関係法令 所得税法第 56 条、57 条)

6

土地等の譲渡損とそれ以外の所得との損益通算及び繰越控除を原則として認めないとする制度は廃止すること。

自己の取得した土地等の譲渡損失が他の所得と損益通算できないとなれば、本来の担税力を示しているとされる包括的な所得に対する課税という趣旨にそぐわない。また、法人と個人事業者との間の取扱いの差異も更に拡大することとなる。

平成 16 年度税制改正は、株式の譲渡益に対する税率と同じになるように税率を引き下げ、併せて他の所得との損益通算を不可として譲渡所得内の整合性を持たせた改正といえる。しかし、土地等の取引価額や取引頻度等を考慮した場合、株式の譲渡と土地等の譲渡を同列に扱うべきではない。早急に本来の担税力に応じた課税制度とすべきである。

(関係法令 所得税法第 69 条、同法第 70 条、租税特別措置法 31 条、同法第 32 条)

7

譲渡所得の計算において、①相続財産を譲渡した場合の取得費特例、②相続等により取得した非上場株式を発行会社に譲渡した場合の課税の特例について、その適用要件のうち、相続税の申告書提出期限の翌日以降「3年以内」を「5年以内」に延長すること。

相続等により取得した財産を3年以内に譲渡した場合の所得計算では、①相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算する取得費特例と、②非上場株式を発行会社に譲渡した場合に、みなし配当を課税しないとする特例とがある。

しかし、①地方では不動産売買が著しく減少しており、固定資産税評価額でも売買が成立しない事例が多く、不動産の譲渡に時間がかかるようになっている。相続税を取得費に加算できる期間を、不動産の取引に係る期間が延びていることに合わせる必要がある。また、②相続等により取得した非上場株式を発行会社に譲渡するとしても、一旦相続した株式について譲渡してもらったまで3年以上の期間がかかることが多い。

そこで、これらの特例が受けられる譲渡までの期間を現行の「3年以内」から「5年以内」に延長すべきである。

(関係法令 租税特別措置法第 39 条、同法第 9 条の 7)

8

譲渡所得の金額の計算上、抵当権抹消費用等を負担している場合には譲渡費用として認めること。

土地等の売買の場合、当該物件に抵当権が設定されている場合が非常に多く、また、実務上、通常の売買において抵当権を抹消しなければ譲渡は不可能である。その意味からも売買時の抵当権抹消費用等については、譲渡に必要な費用等に該当すると考えられるため、譲渡費用とすべきである。

(関係法令 所得税法第 33 条)

9

「給与等に係る源泉所得税の納期の特例及び納期限の特例」に関して、個人事業者の相続による事業継承の場合の特例等の承継規定を新設すること。

現行法では源泉所得税に関する個人事業の相続時の取り扱いが整備されていないため、被相続人の死亡時点で特例等の法的効果は、相続による事業継承（予定）者に引き継がれない。

死亡日に事業特例（予定）者が特例の適用届出をすることは実務上ほとんど不可能に近く、数か月間は特例等の適用が不能となり、原則どおり毎月納付の取扱いがなされ、期限後納付となっているのが実情である。

青色申告申請については、所得税基本通達 144-1 で死亡後 4 か月以内の届出の運用がなされているが、源泉所得税についてはすぐに納期が到来してしまうのである。

こうした実情に配慮し、事業継承者への特例等の効果引継ぎを認めるべきである。

(関係法令 所得税法第 216 条)

10

所得税の人的所得控除を大幅に縮減し新たな税額控除制度（給付付きを含む）を創設すべきである。

(1) 現在の人的所得控除の制度は、いたずらに所得税の課税ベースの縮小を招いている。

超過累進税率のもとでは、所得控除は高所得者の税負担をより多く軽減する累進的税負担軽減効果を生じさせるが、税額控除は納付税額自体減額する制度のため所得の多寡には関係なく軽減税は一定である。つまり所得控除を税額控除に変えることで課税ベースの浸食を防ぎ所得の再配分効果を高めることとなる。さらに、給付付きであれば控除額以下の税負担者や課税最低限以下の所得者層について還付・給付することでよりダイレクトに所得の再配分効果が高まる。

(2) 税額控除は、一定の要件（扶養児童数、所得の制限など）を設けることにより、特定

タイプの世帯をピンポイントで政策ターゲットにすることができるため、少子化対策、格差是正対策などの政策目的に使用する場合はより効果的に政策目的を実現できる。

11

財産債務調書の提出基準及び提出時期を見直すこと。

(一部修正)

財産債務明細書は、平成 27 年度の税制改正により財産債務調書と名称を変え、また、提出する者が、高所得者というだけでなく財産を持っている者に限定されたことにより、提出義務者の範囲が縮小された。しかし、納税者が確定申告書の作成と同時に財産債務を把握するには、記載すべき財産の範囲や提出要件となっている価額を鑑みても相当な時間を要するものであり、確定申告期限までにそれを正確に把握するには困難な場合が非常に多い。また、債務を考慮すると実質的に多額の財産を持っているとはいえないケースもあり、納税者の負担となっている制度である。

これらを考慮し、提出基準は財産額ではなく純資産額で判断することとし、財産債務調書の提出期限は所得税の確定申告期限の翌日から一定期間設けるといふ、納税者の負担に配慮しつつも制度の趣旨に見合うような内容に見直すべきである。

(関係法令 所得税法第 232 条)

12

不動産所得における事業的規模と事業的規模以外の違いによる資産損失・貸倒損失の取扱いの相違を是正すべきである。

(一部修正)

不動産所得の計算において、資産損失は、事業的規模の場合はその全額を必要経費に算入できるが、事業的規模以外の場合は不動産所得の金額が必要経費に算入される限度となる。貸倒損失は、事業的規模の場合は回収不能となった年分の必要経費となるが、事業的規模以外の場合は収入計上した年分に遡って所得計算をやり直すこととなり、取扱いが異なる。

しかし、事業的規模以外の納税者においても、継続して不動産賃貸により収入を得ていることには変わりがなく、取扱いが異なっているのは、税負担の公平性の観点からしても不合理である。

よって、事業的規模以外の場合にも事業的規模の場合と同じ取扱いにすべきである。

(関係法令 所得税法第 51 条)

13

中古住宅取得時における住宅借入金等特別控除の要件を一部撤廃すること。

(一部修正)

現在国内の空き家数は増加の一途を辿っている。これは住環境の悪化、行政コストの増大な

ど様々な社会問題に繋がる恐れがあり、また、所得の低い若年層などへの住宅の供給や地方移住の促進の観点からも、この要件を撤廃し、中古住宅の流動性を高めることが重要である。

現行では、(イ) 耐火建築物の場合は所得日以前 25 年以内の建築、(ロ) 耐火建築物以外の場合は取得日以前 20 年以内の建築、(ハ) (イ) (ロ) に該当しない場合は一定の耐震基準に適合するものである中古住宅に限り適用されるが、この条件を撤廃し、すべての中古住宅に適用させるべきである。

(関係法令 租税特別措置法第 41 条)

14

準確定申告の申告期限を、相続開始があったことを知った日の翌日から少なくとも 6 か月以上とすること。

(一部修正)

相続が発生した場合には、仏事など通常では生じない手続き等が数多く生じる。また、相続内容によっては申告手続きに時間を要する場合があります、相続人の年末調整の手続き等にも配慮する必要がある。現行の「その相続の開始があったことを知った日の翌日から 4 月を経過した日の前日」は短すぎるといわざるを得ないため、実務上の困難性等を考慮して、相続開始があったことを知った日の翌日から少なくとも 6 か月以上にすべきである。

(関係法令 所得税法第 124 条)

15

青色申告事業者の事業を相続により承継した場合の事業承継相続人の青色申告承認申請書の提出期限を、準確定申告の申告期限と統一すること。

(一部修正)

青色申告事業者の事業を相続により承継した場合には、事業承継相続人の青色申告承認申請書の提出期限は、現行は下記のようになっている。

- ① その死亡の日がその年の 1 月 1 日から 8 月 31 日までの場合
・・・死亡の日から 4 か月以内
- ② その死亡の日がその年の 9 月 1 日から 10 月 31 日までの場合
・・・その年の 12 月 31 日まで
- ③ その死亡の日がその年の 11 月 1 日から 12 月 31 日までの場合
・・・その年の翌年の 2 月 15 日まで

相続開始の日により、2 か月から 4 か月の開きがあり不公平な取り扱いとなっているため、準確定申告の申告期限と統一すべきである。

(関係法令 所得税法第 144 条、第 166 条)

被相続人より相続した空き家を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除について、適用要件を緩和すること。

(新規)

被相続人が居住用不動産を所有していた場合において、その居住用不動産には引き続き被相続人の配偶者が居住するが、年齢や管理能力等の関係からその配偶者ではなく被相続人の子が相続せざるを得ないケースがある。このケースにおいて配偶者が死亡し二次相続が発生してその居住用不動産が空き家となった場合、子はその居住用不動産を譲渡してもその配偶者が所有していたものではないため、租税特別措置法第 35 条第 3 項を適用できず、適用を受けられる場合との取扱いに不公平が生じる。

従って、同条の適用要件を緩和し、一次相続において子が相続した居住用不動産に配偶者が居住していた場合であっても、その配偶者の死亡により空き家となった居住用不動産の譲渡について同条の適用を認めるべきである。

(関係法令 租税特別措置法 35 条 3 項)

【 法人税 】

役員給与の損金算入に関する法人税法上の規制を見直すこと。

法人税法上の役員給与（使用人兼務役員の使用人分給与及び役員退職給与を除く）は、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与に該当しなければ損金不算入とされ、該当するものでも、下記①又は②に該当するものは損金不算入と規定されている。

- ① 過大役員給与…業務の対価として不相当な、著しく高額な役員給与
- ② 仮装、隠蔽して支給するもの

平成 28 年度及び 29 年度税制改正において、定期同額給与に手取保障型給与を認める改正、事前確定届出給与の種類拡大、利益連動給与に中長期の業績目標の達成度合いに応じた給与等を含める改正などが行われたことにより、従来と比較して役員給与の損金算入の範囲は広がってきた。一方、役員退職給与の損金算入要件は規定されていなかったが、法人税法第 34 条の改正により、業績連動給与に該当するものは、法人税法第 34 条の損金算入要件を満たさなければならないことになった。しかし、これらの改正は、主として上場企業等の所有と経営が分離した会社形態における役員給与を対象とするものであり、同族会社においては未だに「別段の定め」により損金算入が制限されている状況に変わりはない。

基本的な考え方として、会社法上、適法な手続きに基づき支払われた給与（使用人兼務役員の使用人分給与を除く）は、税務上も定期的、臨時的な支給を問わず損金算入すべきであり、もって「企業会計と税制の調和」を図るべきである。そもそも、会社法上は、役員賞与も含め

て役員に対する報酬等の本質は業務執行の対価であることを定め、会計処理についても費用処理を原則としていることから、原則として法人税法第 22 条により損金算入が認められるべきである。役員給与の支給形態に着目するのではなく、支給額そのものが業務執行の対価として適正か否か、すなわち、法人税の課税ベースの適正化の視点から税制上の規制の必要性を判断すべきである。そして、対価の適正性については、恣意性や利益調整の意図が明らかに認められるケースなど、税務当局による過大役員給与の厳格な認定により実務的に対応すべきであると考える。

(関係法令 法人税法第 34 条、同法施行令第 70 条、会社法第 361 条、第 379 条、第 387 条)

18

退職給付引当金及び賞与引当金の損金算入を認めること。

(一部修正)

従業員の退職金及び賞与は、労働の対価に係る債務であるため、発生主義による会計処理として、「中小企業の会計に関する指針」の規定上、負債性引当金として当期の負担に属する金額を当期の費用に計上しなければならない。

企業会計と税制の調和、及び担税力に応じた課税の公平性の観点から、これらの負債性引当金について、法人税法第 22 条第 4 項の趣旨に則り、可能な限り会計上の費用計上時期と一致させ、損金算入を認めるべきであると考え。特に、中小企業にとっては、退職給付債務の支払が発生した事業年度は資金的に大きな負担になること、また、事業再生の実務でも簿外債務の存在は再生手続きの妨げになる場合もあるため、各事業年度における担税力の評価は労働債務の発生を考慮したもので行うべきと考える。

(関係法令 法人税法第 22 条 4、旧法人税法第 54 条、会社法第 431 条)

19

貸倒引当金の損金算入を認めること。

平成 23 年度税制改正により、貸倒引当金制度については、中小法人等、金融機関、リース会社等を除いて損金算入が認められないこととなった。

法人は適正な債権の評価を行うため、「金融商品に関する会計基準」あるいは「中小企業の会計に関する指針」に準拠し、その有する債権について、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権に区分した上で、会計上、取立不能見込額を貸倒引当金に繰入れる必要がある。中でも、更生手続き開始の申立て等があった場合の個別評価金銭債権については、現行税制においては 100 分の 50 の損金算入が認められているに過ぎず、それすらも税制上の経過措置によって段階的に損金算入額が取り崩されている現状にある。しかしながら、債務者につき法的手続きが進められた場合は、最終配当率が極めて低いこと、申立てから損失確定までに長期間を要する経験や実態を踏まえ、個別評価による貸倒引当金の繰入率を高める方向で見直すべきである。

これにより不良債権処理の促進が図られ、企業再生手続きも円滑化される効果が期待できる。

以上の趣旨により、会計と税務の乖離が生じる弊害があること、及び適正な貸倒引当金を繰入れることで正確な経営実態と適正な担税力を表示することになることから、税務上も、全法人について貸倒引当金の損金算入が認められるべきと考える。

(関係法令 法人税法第 52 条、同法施行令第 96 条第 1 項第 3 号)

20

受取配当等について、全額益金不算入とすること。

法人が所有する株式等に係る受取配当等については、完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等については全額が益金不算入であるが、それ以外の株式等については 50%、非支配目的株式等は 20%の益金不算入割合と規定されている。しかし、二重課税排除の税理論上の観点から、益金不算入割合を 100%にすべきと考える。

(関係法令 法人税法第 23 条、同 23 条の 2、租税特別措置法第 66 条の 8 第 2 項)

21

公益法人等が行う収益事業について、限定列举方式を廃止し、非営利性と公益性を判断基準とした新たな方式を導入すべきである。

公益法人は、法人税法上の収益事業にのみ課税されるが、公益認定法上の公益目的事業に該当する事業は収益事業から除かれ課税されない。即ち、公益法人等の行う事業が、法人税法施行令第 5 条に限定列举された 34 事業に該当すれば、公益目的事業に該当しない限り、その事業は課税対象になる。しかし、収益事業の判定が困難な場合も多く、また公平性の観点からも多くの問題を抱えているものと考えられる。

例えば、明らかに営利性が認められる事業であっても 34 事業に該当しない場合は課税の対象とはならない一方で、非営利性が高いと判断される事業、例えば障害者支援サービス事業は医療保険業に該当するものとして課税の対象となる。また、請負業については、その範囲の判定において拡大解釈される傾向がある他、収益事業の範囲についても、法令等に基づき収益事業から除外する事業を定めているため、収益事業の判定が非常に複雑である。

このように、収益事業を政令に限定列举する法形式は、実務上の判断に困難性をもたらしているため、新たな方式を導入すべきである。公益法人等の行う事業は原則課税とした上で、非営利性と公益性の判断基準を法令上に明確に規定し、その基準に合致した事業についてのみ非課税とする方式の導入を提案する。

(関係法令 法人税法第 4 条第 1 項、同法第 5 条、同法第 7 条、法人税法施行令第 5 条第 1 項、同第 2 項 1 号、法人税法基本通達 15-1-28 他多数、公益認定法第 5 条 7)

法人税の延納制度を中小法人に対して認めること。

(一部修正)

中小法人は厳しい経営環境の中で、納税資金の捻出にも苦勞する場合が多く見受けられ、税の滞納発生という経営存続リスクを抱えている。担税力の点からの資金繰りに対する影響を考慮するだけでなく、所得税法に延納制度が定められていることとの公平性を確保する観点から、法人税法においても中小法人の確定申告について延納制度を創設することを提案する。

(関係法令 所得税法第 131 条)

中小企業経営強化税制における経営力向上計画の認定期限の緩和。

(一部修正)

中小企業等経営強化税制の適用を受けるには、中小企業者等が経営力向上計画認定申請書を提出し、原則として特定経営力向上設備等の取得前に所轄大臣等の認定を受ける必要がある。ただし、取得後でも、取得から 60 日以内に同申請書を提出し、かつ、その設備の取得日及び事業供用日を含む事業年度末日までに所轄大臣等の認定を受けたときは、この制度の適用を受けることができるという取扱いも設けられている。

しかし、このような認定要件の定めがあることにより、事業年度末日近くに設備投資を行う場合には、認定が間に合わずに適用を受けられないこともある。

中小企業者等は生産性向上を目的として、自らの経営判断に基づき設備投資を行うものであるから、税制が企業の設備投資意欲を後押しする意味でも、認定の期限を申告期限までに延長するとか、確定申告書に工業会からの証明書等の添付があれば適用を認めるというような柔軟な適用要件に緩和するべきである。

(関係法令 租税特別措置法 42 条の 12 の 4、租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4)

【 相続税・贈与税 】

相続税法第 32 条の更正の請求の事由の各号の中に、「相続開始時において履行義務が確定していない保証債務、連帯債務が相続開始後一定期間内に確定した場合で求償権の行使が不能の場合」の事由を加えること。

相続開始の時に潜在的に存していた被相続人の保証債務、連帯債務を相続開始後に履行した場合は、本来被相続人の相続財産から支弁されるべきものである。しかし、現実には必ずしも相続開始の時に相続人が被相続人の保証債務、連帯債務等を認識しているとは限らない。実際に履行があり、しかも求償権の行使が不能であるならば、当然相続財産の課税価格を修正

すべきであり、これを容認しないのは相続税本来の目的に反して不合理である。一定期間（例えば3年以内）に確定した場合には、救済措置を講ずるべきである。

（関係法令 相続税法第14条第1項、同法第32条）

25

遺言執行の費用その他相続財産に関する費用は、相続税の課税財産から控除すること。

民法第885条第1項本文では、「相続財産に関する費用は、その財産の中から支弁する」と、また民法第1021条で「遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とする」と規定されている。

ところが、相続税法基本通達13-2の取り扱いでは、相続財産の中から支弁する相続財産に関する費用は、債務控除の対象とはならない。その理由は、これらの費用が相続開始後に発生するものであり、被相続人の債務で現に存するものではないためであると説明されている。

しかしながら、葬式費用も相続開始後に発生し被相続人の債務ではないが、課税価格から控除すべき金額とされているのは、相続開始に伴う必然的な出費であり、社会通念上も相続財産が担っているという国民感情を考慮したこと及び民法第306条～第310条の一般の先取特権もその背景に存するものと思われる。

家督相続が均分相続へと変化定着し、各親族の住居が広域分散化して遺産分割まで相当の時間を必要とすること、また、相続争いのために遺言の重要性が認識されている現在の社会通念などを考慮すれば、民法に明確に規定されている相続財産に関する費用及び遺言執行費用は相続税の課税財産から控除すべきである。

（関係法令 相続税法第13条）

26

相続時精算課税制度選択により受贈する土地についても、推定相続人の相続時までの居住の継続を要件として、相続税において小規模宅地等の減額の特例適用を認めるべきである。

相続時精算課税制度により受贈した土地であっても、特定贈与者に係る相続開始の時点で相続税における小規模宅地等に該当する要件を満たしているのであれば、相続人の生活基盤維持のためには不可欠である。また、相続時精算課税制度を選択したからといってその土地が相続財産から除外されるわけではなく、本来の相続財産との間に不公平が生じている。

（関係法令 相続税法第21条の9、租税特別措置法第69条の4）

特定同族会社事業用宅地等について、一定の要件のもとに無償にて使用貸借されていた場合においても、小規模宅地等の課税価格計算の特例の適用を認めるべきである。

中小企業においては、経営者個人の所有する土地を自身の同族会社に賃貸していることが少なくない。しかし、従前は賃料を受領していたが、昨今の不況により、やむを得ず賃料を受領せず使用貸借となっている場合が少なからず見受けられる。このようなときに相続が開始すると、後継者は課税の特例を適用することが出来ずに多額の相続税を納付することとなり、円滑な事業承継を阻害されることとなってしまう。そこで、一定の要件（例えば5年間の事業継続等）のもとに、使用貸借されていた場合においても適用を認めるべきである。

（関係法令 租税特別措置法第69条の4）

財産評価において、土地の上に老朽化した未利用の建物が存在する場合で、相続税申告期限内にその建物を解体撤去したときは、建物の評価をゼロにするとともに土地の評価から建物の解体撤去費用を控除すべきである。

現行の財産評価基本通達には、土地等の金額から建物の解体撤去費用を控除するという評価の考え方はない。しかし、アスベスト被害問題や産業廃棄物の適正処理のための各種法律により、鉄筋コンクリート等の解体撤去費用は多額であり、底地の土地の評価額以上に相当する場合も出ている。

実際の売買取引では土地の価額から建物の解体撤去費用を控除した価額で行われるのが通例であるから、相続税等の財産評価においてもこのような考え方を導入すべきである。

（関係法令 相続税法第22条、財産評価基本通達1（2）、1（3）、第2章第2節）

相続人に成年後見人等の法定代理人が選任された場合の相続税の申告期限を、その相続に係る納税義務者全員について、法定代理人の申告期日まで延長すること。

（一部修正）

相続人に未成年後見人及び成年後見人の法定代理人が選任された場合、その相続人の相続の開始があったことを知った日は、法定代理人が選任された日として取り扱う規定があるが、他の相続人にはこの取扱いは適用されない。このため、法定代理人が選任された相続人と、そうではない相続人との間で申告期限が異なる結果となる。

法定代理人が選任された相続人のみ申告期限が延長されたとしても、他の相続人との申告期限の相違から、遺産分割等においても混乱を生じさせる恐れがある。こうした事態を回避するため、成年後見人等である相続人に法定代理人が選任された場合には、全ての相続人について

申告期限を法定代理人が選任された相続人の申告期限に合わせるべきである。

(関係法令 相続税法基本通達 27-4 (7))

30

雑種地の評価について評価基準を明確化すること。

(新規)

雑種地の評価については、その現況に応じ評価することとなるが、雑種地の定義が曖昧であり、実務上は現況の判定が難しいことが多い。

また、市街化調整区域内にある雑種地の評価については、評価対象地の周囲の状況や比準地目に加え、宅地比準の場合には市街化への影響度を個別に判定し、しんしゃく割合(減価率)を加味して評価することとなる。

雑種地はその用途や利用単位等が様々であり、その判定により評価額に大きな差異が生じる可能性が有る。統一した評価ができるよう雑種地の評価基準を明確にすべきである。

(関係法令 相続税法第 22 条、財産評価基本通達 82)

【 消費税 】

31

軽減税率制度を廃止すること。

(一部修正)

消費税の軽減税率制度が令和元年 10 月 1 日から施行されている。すでに導入された制度ではあるが、国民の混乱は大きく、以下に掲げる通り多くの問題があり廃止が望ましい。

- ① 逆進性緩和の効果に疑問があること。
- ② 事業者の事務負担が増えること。
- ③ 社会保障財源が不足すること。
- ④ 適用範囲の判断が複雑化すること。
- ⑤ VRR (VAT Revenue Ratio: 消費税収の効率性指標) が低下するため、付加価値税の世界的な潮流に逆行していること。

軽減税率の対象範囲はこれ以上広げないよう限定すべきであり、ましてや更なる税率の複数化にならないよう要望する。

(関係法令 消費税法第 29 条、平成 28 年改正法附則第 34 条)

32

適格請求書等保存方式(インボイス)の導入までに、制度の問題点を解決すること。

(一部修正)

令和 5 年 10 月に導入が予定されている適格請求書等保存方式(インボイス)は、①中小企

業者への事務負担が大きく、②免税事業者の取引市場からの排除という問題を抱えている。

事務負担増を解消すべく電子インボイスの導入と実用化を推進し経理業務の生産性向上と消費税の転嫁の精緻化を図るべきである。

また、免税事業者からであっても一定割合の仕入れ税額控除を認める経過措置が令和 11 年 9 月まで適用可能ではあるが、それとは別に、零細事業者が取引市場から排除されない控除の仕組みの法制化も必要不可欠である。

具体的には、現行の納税義務の免除制度を廃止して、全ての事業者を課税事業者として取り扱うこととした上で、課税売上高が一定額の基準以下の零細事業者については、申告・納付を不要とする制度を創設するべきである。

(関係法令 消費税法第 9 条、同法第 45 条)

33

特定新規設立法人について、判定対象者である親法人等の要件に資本金 1 億円超を追加するとともに、特殊関係者要件を除外し子会社への直接出資のみにすること。

平成 25 年度税制改正により、特定新規設立法人に該当する場合には、設立時の資本金が 1,000 万円未満であっても、設立 1 年目から消費税の納税義務は免除されないこととなった。

特定新規設立法人とは、新規設立法人のうち、当該法人の株式を直接又は間接に 50% 超保有する法人又はその特殊関係者（以下「親法人等」）の当該法人の基準期間に相当する期間の課税売上高が 5 億円を超える場合の当該法人をいう。

この制度は、一部の大企業において、子会社の設立、解散を繰り返して消費税の租税回避が行われている実態からその防止等を目的として、消費税にも法人税同様にグループの概念を導入したものと考えられる。

しかし、この制度では、親法人においてたまたま資産譲渡があったために一時的に該当年度の課税売上高が 5 億円を超えた場合でも、新規設立子法人は初年度から消費税の納付が発生してしまうこととなってしまふ。また、初年度から納税義務が発生することから、子法人設立のメリットを生かせないため、新規事業立ち上げの阻害要因となってしまふ可能性がある。さらに、親法人等の要件に、特殊関係者要件があることにより、判定が非常に複雑になってしまっている。

このような問題を回避するために、判定対象者である親法人等の要件について、資本金 1 億円超などの外形的な要件も追加するとともに、特殊関係者要件を除外し、子会社への直接出資に限定すべきである。

(関係法令 消費税法第 12 条の 3)

簡易課税制度の選択は、事前届出制度もしくは提出した日の属する課税期間からでなく、確定申告書の提出時に簡易課税制度の有無を表示する方式に改めること。

(一部修正)

平成 28 年度税制改正において簡易課税の選択については、経過措置として届出書を提出した日の属する課税期間から適用することも認められたが、届出による選択リスクが依然として残っている。簡易課税制度は中小企業者の事務負担軽減の趣旨で規定されたもので、みなし仕入率の見直しにより益税の発生を可能な限り防止するべきである。また、納税義務者である事業者には事前選択による納税上のリスクが生じないように、簡易課税制度の適用は確定申告書の提出時に、簡易課税選択の有無を表示する方式に改めるべきである。

さらに高額特定資産を取得した場合の中小事業者に対する特例措置の見直しや、居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除の適用を認めないなど還付を巡る税の抜け道を封じ込めつつ、多額の設備投資を行った場合に高度な判断を要する現制度の選択要件を緩和し、納税者に理解されやすい簡素な制度に改正すべきである。

(関係法令 消費税法第 12 条の 4、同法第 19 条、同法第 37 条)

調整対象固定資産の範囲、金額の基準の見直し。

車両及び運搬具は現代のビジネスにおいて必要不可欠なものであり、公共交通機関が発達していない地域においては更にその必要性が増す。さらに業務上の車両の金額が 100 万円以上になることは常態的にある。調整対象固定資産の範囲、金額の基準において課税の公平の観点から悪質ともいえる節税を封じることが重要であるが、それを意図しない事業者が購入したものでまでひとくりに捉えるべきではないと考える。

(関係法令 消費税法第 2 条第 1 項 16 号、同法施行令第 5 条、消費税法第 33 条)

消費税の仕入税額控除の95%ルールを復活させること。

平成 23 年度改正により、その課税期間の課税売上高が 5 億円を超える事業者について、95%ルールは適用されないこととなった。これにより、益税解消に繋がった一方で、事業者は消費税課税区分の会計処理が煩雑となり、多大な事務負担を課せられている。特に、中小事業者は、事業年度によって課税売上高が大きく変動する場合があります。個別対応方式を選択するために、課税区分の処理を遡及修正する事務負担も発生する。そのような事務負担を回避する一括比例配分方式を選択すれば、税負担は一般的に増加するのが実情である。

したがって、中小事業者については 95%ルールを復活させるとか、非課税売上高が僅少な額

(たとえば受取利息や社宅家賃だけのケース)であれば仕入税額を、全額控除できるよう改正を要望する。

(関係法令 消費税法第 30 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項)

37

「課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」の提出期限を申告期限とすること。

(一部修正)

土地の譲渡があった場合、その課税期間の課税売上割合が低下するのが一般的である。「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」を事前に提出することで過年度の平均課税売上割合を適用することができるが、この申請書は決算日前に承認を受ける必要がある。

しかし、決算日直前に土地を譲渡するケースでは、承認申請の手続きが間に合わずに「準ずる割合」の承認を受けられない場合がある。確定申告書の提出と同時に承認申請書を提出することで「準ずる割合」の適用を可能とすべきである。

(関係法令 消費税法第 30 条第 3 項、消費税法施行令第 47 条、消費税法基本通達 11-5-7)

【 地方税 】

38

国税と地方税の規定が同一でない場合には、国税と地方税の規定を統一すること。

国税と同一の内容であるにもかかわらず、国税と地方税の規定が同一でない場合には、制度上の整合性を図ることができず、実務上も申告漏れや記載漏れが生じやすくなってしまふ。また、ケースによっては、歳入よりも徴税コストが上回っている実情も存在する。従って、以下の項目については、納税者の利便性や徴税コストの観点からも、国税の規定に合わせて地方税の規定を改正すべきである。

(1) 給与所得者の給与所得以外の所得について、所得税法と同様に地方税法においても申告不要制度を創設すること。

給与所得者の給与所得以外の所得が 20 万円以下の場合には、地方税においても所得税と同様に申告不要とすべきである。

(関係法令 地方税法第 45 条の 2、第 317 条の 2)

(2) 上場株式等以外の少額配当等については、所得税法と同様に地方税法においても申告不要制度を選択できるようにすること。

所得税法では、上場株式等以外の配当等で 1 回に支払いを受ける配当等の額が 10 万円に配当計算期間の月数を乗じて 12 で除して計算した金額以下の場合 (以下、少額配当等) には、確定申告不要制度を選択できるが、地方税法にはこの規定がないため、少額配当等の場合でも申

告が必要となってしまう。従って、地方税法においても申告不要制度を選択できるようにすべきである。

(関係法令 租税特別措置法第8条の5、地方税法第71条の27)

(3) 公的年金等について、所得税法と同様に地方税法においても申告不要制度を創設すること。

所得税法では、公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下であるときは申告不要となっているが、地方税法においても所得税法と同様に申告不要とすべきである。

(関係法令 地方税法第45条の2、第317条の2)

39

事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の特例措置を廃止すること。

地方税法において、事業税を課する事業範囲が定められているが、社会保険診療報酬等に対する課税除外措置については、税制における公平の立場から容認し難いものがある。税負担の公平の見地及び応能負担の原則から、これらの全面的な見直しを図るべきである。

(関係法令 地方税法第72条の23)

40

償却資産に係る固定資産税の賦課期日を事業年度末とし申告書の提出期限を法人税、所得税の確定申告期限とすることも認め、現状の申告期限との選択制とすること。

償却資産に係る固定資産税は申告を基礎とした賦課徴収の方法が採られており、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産の状況を1月31日までに市町村長に申告しなければならない。

しかし、12月決算法人及び個人事業者の償却資産に係る固定資産税の申告では、償却資産の確定が難しく、さらにそれ以外の法人においても、決算後の固定資産の状況について法人税の確定申告とは別に改めて申告を行わなければならない状況にある。

税制の簡素化・公平な税負担の観点からも、償却資産に係る固定資産税の賦課期日を事業年度の末日（個人は12月末日）とし申告書の提出期限を法人税、所得税の申告期限とすることも認め、現状の申告期限との選択制とすべきである。

(関係法令 地方税法第359条、第383条、第394条)

退職者の住民税について翌年 1 月 1 日以降に退職した場合でも普通徴収の選択を可能にすること。

個人住民税の特別徴収義務が徹底され徴収率も 99.8%と高く、徴収義務者の事務負担は増加しているが、制度は浸透しつつある。但し、退職者の住民税については特別徴収・一括徴収・普通徴収と選択できるが、翌年 1 月 1 日以降に退職した者については普通徴収への切換が認められていない。徴収義務者が数か月分の住民税をまとめて徴収することを退職者に説明しても理解を得られずトラブルになるケースもある。中には退職者から徴収できず会社が負担しているケースもある。徴収義務者の負担も考慮し、退職時期を問わず普通徴収を選択することを可能にすべきである。

(関係法令 地方税法第 321 条の 5 第 2 項)

【 各税共通 】

少額の減価償却資産に係る取得価額の損金算入の制度の金額要件を一律 30 万円未満とし、一括償却資産の特例を廃止するとともに、固定資産税の課税対象から 30 万円未満の償却資産を除くべきである。

(一部修正)

少額の減価償却資産の損金算入制度における取得価額基準は 10 万円未満とされ、20 万円未満の減価償却資産については、3 年間にわたって損金算入を行う一括償却資産制度がある。さらに、一定の中小法人に対しては、年間の損金算入金額の上限を 300 万円として取得価額 30 万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。一方、固定資産税については、30 万円未満の償却資産について全額損金算入した場合でも、課税対象となり、固定資産税が課されている。

このように、少額の減価償却資産については、その取り扱いが非常に複雑となっている。

従って、税制の簡素化の観点から、一括償却資産制度を廃止し、少額の減価償却資産の取得価額基準を一律 30 万円未満とする制度に一本化するとともに、固定資産税についても、30 万円未満の償却資産については、課税対象から除くべきである。

(関係法令 租税特別措置法第 28 条の 2、同法第 67 条の 5、所得税法施行令第 139 条、法人税法施行令第 133 条の 2、地方税法第 341 条)

43

次のような少額資産は、金額が少額であり管理が煩雑であるので、全額損金算入を認めるべきである。

(1) 電話加入権及びリサイクル法の規定による預託金は金額が少額であり、かつ管理が煩雑となっている。税務上、資産計上することとされる金額は全額損金（必要経費）算入を認めるべきである。

(関係法令 自動車リサイクル法第73条～79条)

(2) また既に帳簿に計上されている電話加入権及びリサイクル預託金については、10年間などの一定期間で均等償却又は一時償却できることとし、これも損金（必要経費）算入できることとすべきである。

44

事業用定期借地権の一時金については、「土地の上に存する権利」から除外する規定を設けると共に税務上の繰延資産に該当するものとして処理すること。

定期借地権の一時金は、事業用借地権のように定期借地権契約の期間満了により土地を利用する権利が消滅することが明確な契約であれば、前払賃料としての性格の有無に関係なく、契約期間の経過に応じて損金（必要経費）算入すべきである。

(関係法令 法人税法施行令第12条第1号、法人税法施行令第14条第1項第6号ロ、所得税法施行令第5条第1号、所得税法施行令第7条第1項第3号ロ)

【 納税環境整備 】

45

税法改正等については、納税者への十分な周知期間及び準備期間を確保した上で適用すること。

平成29年4月分の財産評価基本通達の一部改正は平成29年1月1日に遡って適用することとされた。その中でも「類似業種比準方式の見直し」については、遡及適用により納税者に想定を超える不利益を与える可能性があり、実務上でも納税者が不利になる事例が散見されている。

国民の経済生活の法的安定性を維持して、また、安定した税務行政の執行を妨げないため、税法及び基本通達等の改正にあたっては十分な周知期間及び準備期間を設けるべきである。やむを得ず遡及適用する場合には、改正前の税法等と改正後の税法等との選択適用を認める経過措置を設けるべきである。

46

国税通則法第97条第1項第1号の「審査請求人若しくは原処分庁に対し質問権を行使して作成した質問調書その他の資料」に、閲覧・謄写権を認めるべきである。

国税通則法の改正により、国税通則法第97条第3項では、閲覧・謄写権がみとめられることとなったが、これは第96条第1項若しくは第2項（証拠書類等の提出）又は第97条第1項第2号（審理のための質問・検査等）の規定により提出された書類であり、最も重要な第97条第1項第1号の規定により提出された書類には認められていない。

国税不服審判所においては、形式審査後に実質審理が行われるが、担当審判官が質問権を行使して作成した質問調書その他の資料については閲覧・謄写権が認められていないために、裁決に至るまでの流れについて検証することが困難な状況となっている。

また、担当審判官と参加している審判官の合議体による議決を経て、裁決に至るという手続きが同一のものである保証はなく、この点からも不透明といわざるを得ない。

さらに、公表される裁決は一部であり、情報公開法に基づく開示請求にも限界がある。これらの点から、第97条第1項第1号の閲覧・謄写権を求めるものである。

（関係法令 国税通則法第96条第1項、第2項、同法第97条第1項第1号、第2号、第3項）

47

事前通知を行うことなく実地の調査を実施する場合の手続について、国税通則法において明確に規定し、通知が確実に実施されるようにすること。

平成23年12月に国税通則法の一部が改正され、事前通知に関する手続が明確化された。事前通知を行うことなく実地の調査を実施する場合であっても、調査の対象となる納税義務者に対し、臨場後速やかに、「調査の目的」、「調査の対象となる税目」、「調査の対象となる期間」、「調査担当者の氏名及び所属官署」を通知するとともに、それらの事項以外の事項についても、調査の途中で非違が疑われることとなった場合には、質問検査の対象となる旨を説明し、納税義務者の理解と協力を得て調査を開始することが事務運営指針に定められている。しかし、平成26年度に本会で行った税務調査アンケートの結果を見ると、いわゆる無予告調査のうち22%の税務調査において、納税義務者又は税務代理人に対する通知が行われていなかった。法の改正の趣旨である調査手続きの透明性、納税者の予見可能性を高めるという観点、課税の公平性を確保することを目的として無予告調査が法律上明確化されたこととの比較衡量の観点からも、当該事務運営指針の内容について通則法本法において明確に規定すべきである。

（関係法令 国税通則法第74条の9、10、調査手続に関する事務運営指針第2章2（3））

税理士法第33条の2の書面を添付して申告書を提出している納税者に対して、原則として事前通知のない税務調査を行わないよう、関係通達に明記すること。

税理士法第33条の2に定める書面を提出している場合、税理士の立場を尊重し、税務執行の一層の円滑化等を図る観点から、税理士に対して、税務調査の通知前に、書面の記載事項について意見を述べる機会を与えなければならない。一方、事前通知のない税務調査は、国税通則法関係通達に定める事案に限って実施することが認められているが、税務調査を行う上では弾力的運用が行われている。

これらのことから、実務上、書面添付のある申告を行った納税者に対しても、無予告調査が行われることが実際にあり、税理士の立場は必ずしも尊重されている訳ではない。書面の記載内容の状況を勘案することを前提として、基本的には、書面添付のある場合には、無予告調査を行うことができないよう、関係通達に明記する必要がある。

(関係法令 国税通則法第74条の10、国税通則法関係通達4-7、4-8、4-9、4-10、税理士法第30条、同法第33条の2、同法第35条第1項、平成22年6月11日発出の国税庁長官事務運営指針)

e-Taxについて利便性の向上とさらなる利用の促進を図ること。

e-Taxについて24時間365日受付可能とすべきである。さらにe-Taxメッセージボックスについて、掲載事項を拡充し各種届出の状況を即座に確認できるようにすべきである。各種届出の確認は適正な税額計算を行うために必要不可欠であるが、当初提出した届出書類の控えを紛失した場合に、直接税務署に問い合わせることでしか確認ができず、不便である。現状e-Taxでは、申告月にメッセージボックスに送付される「申告のお知らせ」により確認できる事項はあるものの、減価償却資産の償却方法、棚卸資産の評価方法、青色事業専従者給与の届出額なども含めて届出状況をいつでも確認できるようにして利便性を高める必要がある。